

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年3月7日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度島根県公用車運行管理業務

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書に添付する「令和5年度島根県公用車運行管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とすること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するを含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させていないこと。

(4) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有し、当該本店、支店又は営業所に仕様書に定める委託業務管理責任者並びに車両管理者がいること。
- (9) 島根県庁本庁舎から自動車で片道30分の範囲内に車庫を有していること。ただし、積雪等の悪天候時や交通渋滞時はこの限りでない。
- (10) 過去に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績を有すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和5年3月27日（月）午前10時15分から
- (2) 場所：島根県松江市内中原町52 島根県職員会館 2階 教養室 3

4 入札説明書等の交付期間及び交付方法

- (1) 交付の方法

令和5年3月7日（火）から令和5年3月17日（金）までの間、下記(2)の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

- (2) 交付場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県政策企画局政策企画監室石見・隠岐地域振興スタッフ

電話0852-22-6705

5 入札説明会

実施しない。

6 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

10 契約書作成の要否

要する。

11 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

12 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県政策企画局政策企画監室に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

13 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の制限

郵便、電報、電話、ファクシミリ、電子メール、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札の取り止め又は延期

不正の入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により、当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(4) 入札についての問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県政策企画局政策企画監室石見・隠岐地域振興スタッフ

電話0852-22-6705 FAX0852-22-6707 担当：新川（しんかわ）

(5) その他

ア 島根県会計規則を承知の上、入札に参加すること。

イ 詳細は、入札説明書による。